

福岡県公報

平成30年9月28日
第4030号

目次

告示 (第789号 - 第805号)

- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意 (漁業管理課) 2
- 土地の収用又は使用の手続の開始 (用地課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 4
- 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定 (公園街路課) 4
- 道路の占用の制限 (道路維持課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 農業振興地域の区域の変更 (水田農業振興課) 7

公告

- 福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開

- 開発行為に関する工事の完了 (漁業管理課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 落札者等の公示 (教育庁社会教育課) 9

教育委員会

- 教科用図書採択地区の設定 (教育庁義務教育課) 9

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) 10
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) 10
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) 10

公安委員会

- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定について (警察本部生活保安課) 11

雑報

- 西日本宝くじの発売 (財政課) 11
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 12
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 12
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 13
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 13
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 14
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 14
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 15
- 西日本宝くじの発売 (財政課) 16

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号
 福岡県 総務部行政経営企画課 社 会 式 株 式 有 限 公 司 印 刷 野 久

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………16
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………17
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………17
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………18
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………18
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………19
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………19
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………20
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………23

告 示

福岡県告示第789号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字龍山790、字狐迫3039

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第790号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
大川市大字大野島 〃	島 崎 博 喜 島 崎 幸 則	大野島漁業協同組合の地区 (特定の大野島加入区)	のり養殖業
大川市大字新田 〃	山 田 英 明 山 口 高 義	川口漁業協同組合の地区 (特定の大野島加入区)	のり養殖業
柳川市矢留本町 柳川市稲荷町	石 橋 政 典 古 賀 弘 彦	沖端漁業協同組合の地区 (特定の大野島加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 〃	松 藤 和 男 西 田 昭 治	大和漁業協同組合の地区 (特定の大野島加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 〃	荒 牧 廣 信 田 中 和 利	中島漁業協同組合の地区 (特定の大野島加入区)	のり養殖業
大牟田市西浜田町 大牟田市大字岬	古 賀 健 次 郎 松 藤 文 豪	新大牟田漁業協同組合の地区 (特定の大野島加入区)	のり養殖業

福岡県告示第791号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使

用の手続の開始を告示する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道208号改築工事（有明海沿岸道路「大川バイパス及び大川佐賀道路」・福岡県大川市大字津字長樋地内から佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

大川市大字津字長樋、大字小保字下七田、字井ノ樋口、字外新開及び字龍代、大字九網字外田及び字中野並びに大字大野島字孫市開、字上野宮浦、字上野宮西、字上ノ拓地、字公儀堀東、字公儀堀西、字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分、字直吉開及び字惣吉開地内

佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下分土居外、字上下分、字上下、字上下分屋敷田天神前及び字上下分三本松四角、諸富町大字寺井津字西寺井並びに川副町大字早津江字二本松地内

(2) 使用の部分

大川市大字小保字龍代、大字九網字中野並びに大字大野島字上野宮浦、字上野宮西、字上ノ拓地、字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分及び字直吉開地内

佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下分土居外、字上下分、字上下及び字上下分屋敷田天神前並びに川副町大字早津江字二本松地内

4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

大川市役所建設課

5 収用又は使用の手続が保留されている起業地

大川市大字大野島字公儀堀西、字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分、字直吉開及び字惣吉開地内

佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下分土居外、字上下分、字上下、字上下分屋敷田天神前及び字上下分三本松四角、諸富町大字寺井津字西寺井並びに川副町大字早津江字二本松地内

6 手続を開始する土地

(1) 収用の手続を開始する土地

大川市大字大野島字公儀堀西、字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分、字直吉開及び字惣吉開地内

(2) 使用の手続を開始する土地

大川市大字大野島字一本松、字東乾角、字北乾角、字乾角村内、字市右衛門分、字ヲツマ分及び字直吉開地内

福岡県告示第792号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月福岡県告示第362号福岡都市計画道路事業3・4・13号博多箱崎線及び福岡都市計画道路事業3・3・99号吉塚駅前線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福岡市

2 都市事業計画の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業3・4・1-13号 博多箱崎線

福岡広域都市計画道路事業3・3・1-99号 吉塚駅前線

3 事業施行期間

平成22年4月30日から平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年3月福岡県告示第362号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成24年3月福岡県告示第362号の事業地に同じ

福岡県告示第793号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年11月福岡県告示第924号宗像広域都市計画道路事業3・4・16号東郷駅前線及び宗像広域都市計画道路事業3・4・16号東郷駅前線（駅前広場）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

宗像市

2 都市事業計画の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・4・10-16号 東郷駅前線

福岡広域都市計画道路事業 3・4・10-16号 東郷駅前線（駅前広場）

3 事業施行期間

平成23年12月6日から平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年11月福岡県告示第924号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成26年11月福岡県告示第924号の事業地に同じ

福岡県告示第794号

福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35条）第5条第1項第9号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域を次のように指定したので、同条例第30条の規定により告示し、平成30年10月1日から施行する。

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定（平成25年3月福岡県告示第536号）は平成30

年9月30日限り廃止する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

屋外広告物表示等の際知事の許可を必要とする区域			
道路の種類	路線名	区域の区間	区域の幅
国道	3号	水巻町、広川町、遠賀町、岡垣町及び新宮町の区間	道路及び路端から500メートル
	200号	小竹町及び筑前町の区間	同上
	386号	筑前町の区間	同上
	495号	遠賀町、岡垣町及び新宮町の区間	同上
	500号	筑前町の区間	同上
主要地方道	北九州芦屋線	遠賀町の区間	同上
	直方芦屋線	遠賀町の区間	同上
	八女香春線	添田町の区間	同上
	宮田遠賀線	遠賀町の区間	同上
	直方水巻線	水巻町の区間	同上
	一般県道	福岡日田線	筑前町の区間
水巻芦屋線		水巻町の区間	同上
中間水巻線		水巻町の区間	同上
浜口遠賀線		遠賀町の区間	同上
黒山広渡線		遠賀町の区間	同上
原海老津線		岡垣町の区間	同上
岡垣遠賀線		遠賀町の区間	同上
湊下府線		新宮町の区間	同上
山田新宮線		新宮町の区間	同上

福岡県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示す

る。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	直方行橋線	行橋市大字今井1269番1先から 行橋市大字今井1273番1先まで	京築県土整備事務所 行橋支所
県道	直方行橋線	行橋市大字矢山1667番1先から 行橋市大字矢山1661番先まで	京築県土整備事務所 行橋支所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年10月12日

福岡県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	一般 国道	496号	前	行橋市南泉四丁目662番 1先から 行橋市南泉四丁目629番 5先まで	8.0 ～ 13.2	180.5
			後	行橋市南泉四丁目662番 1先から 行橋市南泉四丁目629番 5先まで	10.7 ～ 13.0	180.5

福岡県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年9月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	442号	八女市黒木町北大淵8477番1先から 八女市黒木町北大淵8504番1先まで

福岡県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	一般 国道	442号	前	八女市矢部村矢部943番 6先から 八女市矢部村矢部907番 1先まで	9.5 ～ 21.5	31.4
			後	八女市矢部村矢部943番 6先から 八女市矢部村矢部907番 1先まで	19.5 ～ 31.5	31.4

福岡県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	甘 木 吉 井 線	前	朝倉市杷木志波3259番 1 先から 朝倉市杷木志波3261番 2 先まで	7.7 ～ 15.0	92.1
			後	朝倉市杷木志波3259番 1 先から 朝倉市杷木志波3261番 2 先まで	10.4 ～ 19.0	110.8

福岡県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	安 谷 赤 谷 線	前	朝倉市佐田1256番 1先か ら 朝倉市佐田1266番 1先ま で	4.4 ～ 7.0	92.6
			後	朝倉市佐田1256番 1先か ら 朝倉市佐田1266番 1先ま で	4.4 ～ 7.9	92.6

福岡県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	安 谷 赤 谷 線	前	朝倉市佐田483番 1先か ら 朝倉市佐田483番 2先ま で	4.9 ～ 5.9	14.2
			後	朝倉市佐田483番 1先か ら 朝倉市佐田483番 2先ま で	4.9 ～ 7.0	14.2

福岡県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	安 谷 線 赤 谷 線	前	朝倉市佐田425番1先から 朝倉市佐田428番15先まで	4.5 ～ 10.4	187.6
			後	朝倉市佐田425番1先から 朝倉市佐田428番15先まで	4.5 ～ 10.4	187.6

福岡県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 線 小石原 線	前	朝倉市黒川3647番1先から 朝倉市黒川3635番2先まで	3.9 ～ 24.0	365.9

			後	朝倉市黒川3647番1先から 朝倉市黒川3635番2先まで	3.9 ～ 45.3	365.9
--	--	--	---	----------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 線 小石原 線	前	朝倉市黒川3615番1先から 朝倉市黒川3616番2先まで	5.6 ～ 5.8	53.7
			後	朝倉市黒川3615番1先から 朝倉市黒川3616番2先まで	10.9 ～ 25.2	53.7

福岡県告示第805号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年3月福岡県告示第284号）により指定した福岡農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 農業振興地域名
福岡地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面のとおり

(「次の図面」は省略し、その関係図面を福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県福岡農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項及び第50条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 不利益処分根拠となる法令の条項

福岡県漁業調整規則第48条第1項及び第50条第1項

2 聴聞の期日及び場所

平成30年10月9日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階

海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市来春字番匠田231番7、232番1、235番1及び234番5並びに字前田237番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝倉市来春404番地1

久保山 征男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市吉松二丁目199番1、201番2、202番8、610番17及び610番18

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市吉松三丁目14番10号

児嶋 貞企

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年9月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町下楠田字香の江1564番1及び1564番3から1564番8まで並びに字永浦香の江2832番16から2832番18まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市長田町32番地の1

三池生コンクリート工業株式会社

代表取締役 本田 邦昭

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年9月28日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称

福岡県立図書館情報提供システム調達に係る賃貸借等契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県立図書館総務課

(2) 所在地

福岡市東区箱崎一丁目41番12号

3 契約の相手方を決定した日

平成30年8月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東京センチュリー株式会社福岡営業部

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

106,646,997円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札公告日

平成30年7月6日

教育委員会

福岡県教育委員会告示第13号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定に基づき、教科用図書採択地区を設定したので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、平成30年10月1日から施行する。

教科用図書採択地区の設定（平成21年12月福岡県教育委員会告示第12号）は、平成30年9月30日限り廃止する。

平成30年9月28日

福岡県教育委員会

教科用図書採択地区名	地域名
第一地区	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
第二地区	古賀市、糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町）
第三地区	宗像市、福津市
第四地区	糸島市
第五地区	宮若市、直方市、鞍手郡（小竹町、鞍手町）
第六地区	中間市、遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）
第七地区	久留米市
第八地区	朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡（筑前町、東峰村）、三井郡（大刀洗町）
第九地区	大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、三潞郡（大木町）
第十地区	八女市、筑後市、八女郡（広川町）
第十一地区	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡（桂川町）
第十二地区	田川市、田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町）
第十三地区	行橋市、京都郡（荻田町、みやこ町）
第十四地区	豊前市、築上郡（吉富町、上毛町、築上町）
第十五地区	北九州市
第十六地区	福岡市

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成30年9月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

84,732

福岡県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成30年9月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,571

福岡県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成30年9月登録日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成30年9月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,333
北九州市小倉北区	50,792
北九州市小倉南区	58,603
北九州市若松区	23,114
北九州市八幡東区	19,171
北九州市八幡西区	70,567
北九州市戸畑区	16,494
福岡市東区	82,301
福岡市博多区	63,851
福岡市中央区	52,870
福岡市南区	70,923
福岡市城南区	34,424
福岡市早良区	58,732
福岡市西区	55,826
大牟田市	33,134
久留米市	83,690
直方市	15,850
飯塚市・嘉穂郡	39,803
田川市	13,407
柳川市	18,823
八女市・八女郡	23,582
筑後市	13,403
大川市・三潞郡	13,805
行橋市	20,284
中間市	12,110
小郡市・三井郡	20,405
筑紫野市	28,369
春日市	30,452

大野城市	27,034
宗像市	26,823
太宰府市	19,622
古賀市	16,075
福津市	17,359
うきは市	8,390
宮若市・鞍手郡	14,770
嘉麻市	11,058
朝倉市・朝倉郡	23,904
みやま市	10,802
糸島市	27,922
筑紫郡	13,364
糟屋郡	61,251
遠賀郡	26,239
田川郡	22,288
京都郡	15,674
築上郡・豊前市	16,511

公安委員会

福岡県公安委員会告示第257号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき次の医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年福岡県公安委員会規則第13号）第5条の規定により告示する。

平成30年9月28日

福岡県公安委員会

医師の氏名	勤務する医療機関		診断の対象者
	名称	所在地	

小原 知之 中尾 智博 加藤 隆弘	九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目1番1号	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
吉村 玲児 新開 隆弘	産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
高瀬敬一郎	飯塚病院	飯塚市芳雄町3番83号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
上原 平	九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目1番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
山下謙一郎	九州大学病院	福岡市東区馬出三丁目1番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2273回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2273回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円

5 発 売 期 間 平成30年10月3日から
平成30年10月16日まで

6 抽 せ ん 日 平成30年10月18日

7 当せん金支払開始日 平成30年10月23日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	7,000,000円	1 本
2 等	150,000円	75本
3 等	5,000円	12,500本
4 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2274回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2274回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 平成30年10月10日から
平成30年10月30日まで

6 当せん金支払開始日 平成30年10月10日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	3,000,000円	6 本
2 等	50,000円	300本
3 等	10,000円	1,500本
4 等	3,000円	9,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2275回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2275回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年10月24日から
平成30年11月6日まで
- 6 抽せん日 平成30年11月8日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年11月13日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	34本
2等	500,000円	70本
3等	50,000円	1,400本
4等	200円	350,000本
実りの秋賞	5,000円	17,500本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2276回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2276回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年10月31日から
平成30年11月20日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年10月31日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	15本
2等	100,000円	150本
3等	10,000円	2,250本
4等	2,000円	11,250本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2277回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2277回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年11月14日から
平成30年11月27日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年11月14日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	5,000,000円	2本
2 等	300,000円	30本
3 等	50,000円	220本
4 等	10,000円	2,000本
5 等	1,000円	20,000本
6 等	200円	100,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2278回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2278回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年11月21日から
平成30年12月4日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年11月21日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	100,000円	150本
2 等	30,000円	300本
3 等	10,000円	1,100本
4 等	5,000円	3,000本
5 等	2,000円	10,000本
6 等	200円	100,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2279回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2279回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成30年11月28日から
平成30年12月11日まで
- 6 抽せん日 平成30年12月13日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年12月18日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	7,000,000円	1本
前後賞	1,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	24本
2等	300,000円	50本
3等	20,000円	1,250本
4等	3,000円	10,000本
5等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2280回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2280回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年12月5日から
平成30年12月18日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年12月5日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	15本
2等	100,000円	150本
3等	10,000円	2,250本
4等	2,000円	11,250本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2281回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2281回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年12月12日から
平成30年12月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年12月12日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000円	80本
2 等	30,000円	800本
3 等	10,000円	2,400本
4 等	5,000円	5,600本
5 等	1,000円	40,000本

6 等	200円	200,000本
-----	------	----------

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2282回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2282回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年12月19日から
平成31年1月8日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年12月19日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000円	10本
2 等	50,000円	500本

3	等	10,000円	2,500本
4	等	3,000円	15,000本
5	等	1,000円	50,000本
6	等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2283回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2283回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,700,000,000円
10万通 85組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年12月22日から
平成31年1月8日まで
- 6 抽せん日 平成31年1月10日
- 7 当せん金支払開始日 平成31年1月15日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	150,000,000円	1本
前後賞	25,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	84本
2 等	1,000,000円	85本
3 等	50,000円	2,550本
4 等	200円	850,000本
初夢賞	5,000円	34,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第30号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2284回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2284回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円

5 発 売 期 間 平成31年1月9日から
平成31年1月22日まで

6 抽 せ ん 日 平成31年1月24日

7 当せん金支払開始日 平成31年1月29日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
前 後 賞	5,000,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	24本
2 等	100,000円	50本
3 等	10,000円	1,250本
4 等	3,000円	10,000本
5 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第31号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2285回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

1 名 称 第2285回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 200,000,000円
100万通

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 平成31年1月9日から
平成31年1月22日まで

6 当せん金支払開始日 平成31年1月9日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	10本
2 等	100,000円	100本
3 等	10,000円	1,500本
4 等	2,000円	7,500本
5 等	1,000円	20,000本
6 等	200円	100,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第32号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2286回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2286回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
 3 発売総額及び通数 700,000,000円
 10万通 35組
 4 証票金額 1枚 200円
 5 発売期間 平成31年1月16日から
 平成31年1月29日まで
 6 抽せん日 平成31年1月31日
 7 当せん金支払開始日 平成31年2月5日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	40,000,000円	1本
前後賞	5,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	34本
2等	500,000円	105本
3等	30,000円	1,050本
4等	200円	350,000本
新春幸運賞	7,000円	14,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第33号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2287回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2287回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
 3 発売総額及び通数 300,000,000円
 150万通
 4 証票金額 1枚 200円
 5 発売期間 平成31年1月23日から
 平成31年2月5日まで
 6 当せん金支払開始日 平成31年1月23日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	6本
2等	50,000円	300本
3等	10,000円	1,500本
4等	3,000円	9,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第34号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2288回西

日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2288回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成31年2月6日から
平成31年2月19日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成31年2月6日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	15本
2 等	100,000円	150本
3 等	10,000円	2,250本
4 等	2,000円	11,250本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第35号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2289回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長
の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2289回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成31年2月13日から
平成31年2月26日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成31年2月28日
- 7 当せん金支払開始日 平成31年3月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	7,000,000円	1本
前 後 賞	1,500,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	29本
2 等	200,000円	30本
3 等	20,000円	1,200本
4 等	4,000円	12,000本
5 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

これらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第36号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2290回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2290回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年2月20日から
平成31年3月5日まで
- 6 抽せん日 平成31年3月7日
- 7 当せん金支払開始日 平成31年3月12日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	34本
2等	500,000円	35本
3等	50,000円	1,400本

4等	200円	350,000本
冬のビッグチャンス賞	10,000円	10,500本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第37号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2291回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2291回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成31年2月20日から
平成31年3月12日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成31年2月20日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	10本

2	等	50,000円	500本
3	等	10,000円	2,500本
4	等	3,000円	15,000本
5	等	1,000円	50,000本
6	等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第38号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2292回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2292回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成31年3月6日から
平成31年3月19日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成31年3月22日

7 当せん金支払開始日 平成31年3月27日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	7,770,000円	2本
2 等	300,000円	25本
3 等	30,000円	250本
4 等	10,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第39号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2293回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2293回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円

5 発 売 期 間 平成31年3月13日から
平成31年3月31日まで

6 抽 せ ん 日 平成31年4月2日

7 当せん金支払開始日 平成31年4月8日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000円	1本
前 後 賞	10,000,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	29本
2 等	500,000円	60本
3 等	50,000円	1,200本
4 等	200円	300,000本
春きらきら賞	10,000円	6,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第40号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2294回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成30年9月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2294回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 平成31年3月13日から
平成31年3月31日まで

6 当せん金支払開始日 平成31年3月13日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	15本
2 等	100,000円	150本
3 等	10,000円	2,250本
4 等	2,000円	11,250本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	150,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。